

別紙 管理番号 14「社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討」回答

【社会福祉法人】

(回答)

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症のまん延を防止する必要性が高く、実地による監査が困難と国が判断する場合には、当該年度において、社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドライン（※）に沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やリモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとしたい。なお、実地による監査に一部書面やリモート方式を取り入れて行うことは現行制度においても可能であり、併せて明確化を図りたい。

（※）「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙「指導監査ガイドライン」

(理由)

社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査は、法定受託事務として、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人としての遵守すべき事項について所轄庁が運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものであり、平成 28 年に行われた社会福祉法人改革の趣旨（公益性・非営利性を確保する観点から社会福祉法人制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する）を踏まえ、実地において指導監査を行うべきこととしている。

一方で、今後、新型コロナウイルス感染症クラスの感染症が生じ、実地による監査が困難な期間が長期化した場合には、適切な法人運営が行われず、ひいてはその利用者である高齢者や障害者、児童等に不利益が生じるなどの弊害も考えられる。

このため、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地による監査が困難と国が判断する年度においては、当該年度において、社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、事前の提出書面の確認の結果、運営に特段の問題が認められない法人など、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やリモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとしたい。この場合であっても、運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される「特別監査」については、引き続き実地で行う必要があると考えている。

なお、現行制度においても実地による監査に一部書面やリモート方式を取り入れて行うことは可能であり、併せて明確化を図りたい。また、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえた対応として、昨年4月及び本年2月に事務連絡を発出し、新型コロナウイルス感染症のまん延状況下での監査は延期を含め適切に判断するとともに、監査周期が3年を超えることも妨げないという、特例的な取扱いを示している。

【老人福祉施設等】

老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する監査については、関係通知において、定期的な実施する監査については、原則、毎年1回、実地での実施を求めているが、前回監査の結果において適正な運営が概ね確保されている場合は、書面による監査の実施を認めている。

また、介護保険法に基づく介護保険施設等に対する指導については、関係通知において、集団指導及び実施指導を規定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年3月9日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、当該地域での感染症発生状況や介護保険施設等の対応状況等を踏まえた上で、実地指導については、その実施について検討し、状況によっては時期を延期すること等も含め柔軟な対応とすることや、集団指導については、集合形式での実施が困難な場合はオンライン等を活用した方法について検討し実施を求めている。

このほか、老人福祉法に基づく有料老人ホームに対する指導については、関係通知において、定期的な立入調査や集団指導を規定しており、このうち、集団指導については、オンライン等を活用した方法について示している。

今般の提案を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン等で行うことができるものについては、オンライン等を活用した実施も差し支えないものとする旨の通知の発出等を含め、改めて検討を行う。

【児童福祉施設等】

児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令第38条（昭和23年政令第74号）により、都道府県知事が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかについて1年に1回以上の実施検査を行うこととしている。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行により、児童福祉施設における平時からの感染症等に対する備えや、感染症流行時の業務継続の重要性が再認識され、また、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められている。

これらを踏まえ、児童福祉施設における感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等に

ついて検討を行うこととしている。

認可外保育施設についても、質の確保に留意しつつ、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、検討を行う予定である。

なお、幼保連携型認定こども園の指導監査については、児童福祉施設について原則として1年に1度以上実地調査を行うこととの均衡に留意しながら、各都道府県知事等の判断によることとしているところであり、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

【障害福祉施設】

自立支援給付対象サービス等の質の確保、自立支援給付の適正化並びに適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の規定により指定又は施設基準の基本的事項を確認することにより、原則、定期的に実地で指定障害福祉サービス事業者等に対して指導を行っている。

当該指導については、特に利用者又は入所者に対するサービス提供状況（処遇面、特に虐待）及び給付費の請求事務（不正又は不当な請求）が適正に行われているかの確認が重要であり、現地での確認を伴わないリモート等の方法で適切な指導が可能かどうか、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、感染拡大防止の観点も重要であるため、感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行っていききたい。

なお、利用者又は入所者への虐待や給付費の架空請求等の不正事案のある指定障害福祉サービス事業者等に対する監査については、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとる必要があることから、直接関係者との面談や書類で事実確認をするため、実地で行う必要がある。